

『子育てのための施設等利用給付認定 （新2・3号認定）』申請のご案内

～ 預かり保育を利用する方 ～

この案内では、幼稚園・認定こども園（教育利用・Ⅰ号）の預かり保育を利用し、その利用料が無償化の対象となるために必要な認定に関する手続きについて重要なことを記載しています。申請される際は必ずお読みください。



豊見城市こども未来部
保 育 こ ど も 園 課

1. 子育てのための施設等利用給付認定について

幼児教育・保育の無償化（預かり保育等）給付を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定（以下、「施設等利用給付認定」という。）」を受ける必要があります。施設等利用給付認定は、保護者及び子どもの状況により3つの区分に分かれます。

施設等利用給付の認定区分

認定区分	新1号認定	新2号認定	新3号認定
年齢	満3歳以上	満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した子ども	満3歳に達する日以降最初の3月31日までの間にいる子ども
対象子ども	就学前の子ども ※新2号認定を除く	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子どもで 市町村民税非課税世帯 の子ども
月額上限額	25,700 円	11,300 円(450 円×利用日数)	16,300 円(450 円×利用日数)
対象施設	・特別支援学校、 ・未移行幼稚園の教育利用のみ	・未移行幼稚園の教育利用及び預かり保育 ・認定こども園、幼稚園の預かり保育	

※「市町村民税非課税世帯」について

- (1) 4月～8月までは前年度の課税状況、9月～翌3月までは当年度の課税状況により判断します。
- (2) 父母の収入で生計が成り立っていない（生活保護の基準を下回る）、かつ祖父母等と同居しており、祖父母等に市町村民税の課税がある場合には「市町村民税非課税世帯」に該当しません。

認定イメージ

7:30 8:30 14:00 18:30

預かり保育	教育時間	預かり保育
-------	------	-------

※施設によって利用時間は異なります。

教育時間 = 教育時間のみの利用の場合、『**1号認定(教育・保育給付認定)**』が必要。

教育時間 **預かり保育** = 教育時間及び預かり保育を利用する場合、『**1号認定(同上)**』と『**新2・3号認定**』が必要。

2. 認定申請手続きの流れ

入園手続きの詳細及び申込みについては、各施設(公立を除く)にお問合せください。

手 続 き の 流 れ (参 考)	STEP 1 (申請)	必要書類を揃え、利用施設または保育こども園課窓口に提出してください。
	STEP 2 (審査)	保育の必要性の有無、記載内容、添付漏れ等の申請内容の確認を行います。 ※申請内容に虚偽がある場合は、申込が無効となります。
	STEP 3 (認定)	審査の結果、認定された保護者に対して「施設等利用給付認定通知書」を送付します。
	STEP 4 (現況届)	認定の有効期間内において引き続き就労、疾病等の保育を必要とする事由に該当するかの確認のため、年1回の現況届の提出が必要になります。 ※現況確認の実施時期については、施設を通じてお知らせします。(8月頃予定)

注 意 事 項

- ・認定開始日を認定の申請日より前に遡ることはできませんので予めご了承ください。
- ・申請前や認定を受ける前に利用した費用については、無償化の対象外となり保護者様の費用負担となります
- ・預かり保育の利用については、利用施設へ申込が必要です。事前に利用施設にご相談ください。

3. 『施設等利用給付認定(新2・3号)』申請に必要な書類について

☒ 子育てのための施設等利用給付認定申請書（指定様式）・・・・・・・・・・ 子ども1人につき1部

☒ <保育の必要性>を確認できる書類（※下記参照）・・・・・・・・・・ 保護者（父母）1部ずつ

保育を必要とする事由	具体的な状況		必要書類	認定可能期間
就 労	就労している場合 （月64時間以上就労していること）	雇用されている方 （会社員、公務員、派遣等）	就労証明書 ㉞ ※育児休業からの復帰を希望する場合は、復帰日の記載が必要	就労期間中
		自営業 （協力者含む）	就労証明書 ㉞ ＋以下の①～③のいずれかひとつ ①仕事内容が分かる資料（開業届、営業許可証等） ②直近3カ月の売上が分かる資料（給与明細、通帳等） ③最新の確定申告書等	
妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間もない場合		親子健康手帳の分娩予定日記載ページを写し	出産予定月の2ヵ月前～生後3ヵ月に達する月の末日
疾 病 ・ 障がい	保護者が病気や負傷、障がいがある場合	疾 病	診断書(保護者・同居者用) ㉞	療養期間中
		障がい	以下の①②のいずれかひとつの写し ①身体・精神障害者手帳 ②療育手帳	
介護・看護	疾病・障がいのある親族を常時介護・看護している場合		介護・看護申立書 ㉞＋①～④のいずれか ① 診断書 ㉞ ②療育手帳の写し ③身体・精神障害者手帳の写し ④介護保険被保険者証の写し	介護・看護期間中
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあっている場合		罹災証明書等の被災を確認できる資料	復旧期間中
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 起業準備を行っている場合		求職活動申立書 ㉞	90日が経った月の月末まで/年度 ※年度をまたぐ場合でも、連続した90日以上は認められません。
就 学	大学・専門学校・職業訓練校等に在学している場合 （月64時間以上就学していること） ※自動車教習所、習い事等は該当しません		以下の①②のすべて ①在学証明書又は入学許可証等 ②授業日数等が確認できる資料	就学期間中
社会的養護	虐待やDVのおそれがある場合		保育こども園にお問い合わせください。	市長が認める期間中
育児休業	2歳未満の子を家庭保育するため、きょうだい児の保育を必要とする場合。既に施設等利用給付認定を受けている子どもを対象とした事由のため、新規申込での適用はできません。		下記の①②いずれかひとつ ①育休期間記載の 就労証明書 ㉞ ② 育児休業申立書 ㉞	育児対象児童が2歳になる月末

※指定様式(㉞)は保育こども園課窓口もしくは豊見城市ホームページから入手できます。

☒ 世帯状況確認書類 ※次のいずれかに該当する世帯のみ・・・・・・・・・・ 世帯につき1部

世 帯 状 況	確 認 書 類
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
ひとり親世帯 ※離婚後も父母が同居している又は事実婚の場合は対象外	以下の①～③のいずれかの写しひとつ ①児童扶養手当受給者証書 ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証 ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本
ひとり親に準ずる世帯 ※父母が同居している又は離婚協議中の場合は対象外	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出がない場合は一般世帯としての認定になるため、父母両方の「保育を必要とする証明」の提出が必要です。
里親世帯等、児童養護施設へ入所している児童	養育する児童についての児童相談所長発行の証明書
同一住所に別生計の世帯がいる方	別生計であることが分かる書類（それぞれの世帯の光熱費等の領収3ヵ月分）
令和6年（または令和7年）1月1日時点で豊見城市に住所が無い方	申請書に個人番号（マイナンバー）を記入 ※記入が困難な場合、令和6年又は令和7年若しくはその両方の市町村民税所得課税証明書を提出

4. 施設等利用給付認定後の注意事項について

認定後、以下のように状況が変わった場合は、速やかに必要書類を提出して下さい。

変更事由	必要書類
退職した	以下の①②の書類を提出してください。 ①前職の離職日が分かる書類 （退職証明書㊟、離職票、雇用保険被保険者資格喪失届の写し 等） ②保育を必要とする事由に該当する書類（P2 参照）
就労が決定した、開始した	就労証明書㊟
勤務日数・時間が変わった	
採用予定で申込み後に、就労を開始した	就労証明書㊟（就労開始日以降以降に作成したもの）の再提出、または就労開始したことを保育こども園課へ報告してください。
妊娠した	親子健康手帳の分娩予定日記載ページの写し
育休を取得する	下記の①②いずれかひとつ ①就労証明書㊟（育児休業期間が記載されたもの） ②育児休業等申立書㊟
育休終了し復職した	育休を取得していた勤務先からの復職証明書㊟ ※復職日以降に勤務先から証明を受けて下さい。
結婚した	以下の①②の書類を提出してください。 ①婚姻日が記載された戸籍謄本 ②結婚相手の保育要件が確認できる書類（P2 参照） ※申込書に個人番号（マイナンバー）の記入 ・上記記入が困難な場合、令和6年度又は令和7年度若しくはその両方の市町村民税所得課税証明書（全項目が記載されたもの）を提出
離婚した	離婚日がわかる資料（戸籍謄本、離婚届の受理票） ※父母が別居中だが、住民票上は同居となっている場合は「母子（父子）で生活していることの申立書㊟」の提出が必要です
同居人が増えた	※新3号認定を受けている場合に限り、増えた同居人の続柄によって書類の提出が必要になる場合がありますので、保育こども園課までご確認ください
利用施設を変更した	※変更日、変更先の施設名を保育こども園課へ報告してください
世帯で市外へ転出する	転出手続き前に保育こども園課までお問い合わせください。 ※市外へ転出した場合、認定取り消しとなります。引き続き認定を継続したい場合は、転出先市町村での手続きが必要です。（P4 参照）

※届出をしないまま後日認定事由に該当していないことが判明した場合、事由発生日まで遡って給付費の返還を求める場合があります。

※指定様式(㊟)は保育こども園課窓口もしくは豊見城市ホームページから入手できます。

《 転出入時の注意点 》

豊見城市外に転出する場合

転出日の前日をもって認定が取り消されます。

転出日以降の期間に対して豊見城市から施設等利用費の支給を受け取ることができません。

転出日以降の期間については、転出先の市町村に施設等利用給付認定の申請方法等を確認し、施設等利用費の支給を受けられるよう必ず手続きしてください。

[例1] 10月15日に豊見城市から転出する場合、10月14日までは豊見城市から、10月15日以降は転出先の市町村で施設等利用費の支給を行います。※転出先の市町村で認定手続きが必要です。

豊見城市に転入する場合

施設等利用給付認定の認定開始日は、豊見城市に申請があった日以降となります。

遡って認定することはできませんのでご注意ください。※必要書類等を事前にご確認ください。

[例2] 10月15日に豊見城市に転入し、10月20日に必要書類を揃えて申請手続きが済んだ場合、10月14日までは転出元の市町村から、10月20日以降は豊見城市で施設等利用費の支給を行います。
この場合、10月15日から19日の間は空白期間(認定を受けていない期間)となり、自己負担となります。

5. 施設等利用費（預かり保育利用料）の支給について

施設等利用費の支給方法は「法定代理受領（現物給付）」・「償還払い」の2つの方法があり、利用する施設やサービスによって支給方法が異なります。

法定代理受領（現物給付）とは

上限額の範囲内で利用料の支払いが不要になります。利用料については、豊見城市から施設に対して支払うこととなります。※上限額を上回る料金の場合、差額は自己負担となり、施設に差額分を支払う必要があります。

償還払いとは

これまでどおり在園する施設に利用料を支払い、その後、払戻しの手続き（償還払い請求）に基づき、上限額の範囲内で保護者の口座へ払戻しされます。

無償化対象金額（預かり保育利用料）

○「実際に支払った金額」と「日額上限 450 円×利用日数」を比較して低い方を支給。

※認定日より前に利用した料金や日額上限(450 円)、月額上限(11,300 円・16,300 円)を上回る料金は自己負担となります。

※おやつ代等は無償化対象外です。

〈算定例〉

対象児	支払った金額 a	利用日数 b	上限額 c (450 円 × b)	対象額 d (a と c の低い方)	実費負担額 a - d
A	8,000 円	20 日	9,000 円	8,000 円	0 円
B	10,000 円	20 日	9,000 円	9,000 円	1,000 円

■支給方法一覧

施設名	支給方法	請求方法
上田こども園 聖マタイ幼稚園 市外の幼稚園・こども園	償還払い	◀必要書類▶ ①施設等利用費請求書 ②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(請求月分) ③特定子ども・子育て支援提供証明書(請求月分) ④振込口座の通帳の写し ※初回および指定口座を変更する際に添付。 ◀請求時期▶ 原則、四半期(3ヵ月に1回)ごとに行います。 例) 4~6月分を7月に請求。 ※対象期間(4~6, 7~9, 10~12, 1~3)の翌月に請求。 ※請求後、原則請求日の翌月中に豊見城市から指定口座へ振込み。
上記以外の 市内の幼稚園・こども園	法定代理受領 (現物給付)	不 要 ※施設が保護者に代わって施設等利用費の請求を行います。

※詳しくは、豊見城市ホームページをご覧ください。

[URL] https://www.city.tomigusuku.lg.jp/kosodate_kyoiku/ikuji/5/3041.html

[QR コード]



記入例

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

豊見城市長 殿

裏面の同意事項に同意し、保護者
設、一時預かり事業、病児保育事業
つき、次のとおり施設等利用給付に

施設の利用前に認定申請を行うことを基本としているため、
利用開始後に認定申請があった場合は、認定開始日をさかの
ぼることはできませんのでご注意ください。

令和 ○ 年 □ 月 × 日

業も利用する)、認可外保育施
法第30条の5第1項の規定に基

		認定希望日(施設利用開始日)		令和 ○ 年 □ 月 × 日	
保護者	フリガナ	ムショウカ タロウ		現住所	〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地1 @アパート101
	氏名	無償化 たろう			
	生年月日	S (H) ○ 年 □ 月 × 日			
子ども申請	フリガナ	ムショウカ タイヨウ		現住所が市外の場合 市内転入後の住所	
	氏名	無償化 太陽			
	生年月日	H (R) ○ 年 □ 月 × 日			
個人番号		■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■		連絡先 (優先順)	①090-○○○○-●●●●(続柄:父) ②080-○○○○-●●●●(続柄:母)
保育を必要とする事由	(続柄) 父	☒ 就労 ☐ 疾病 ☐ 介護 ☐ 災害 ☐ 求職 ☐ 就労 障害 看護 復旧 活動			
	(続柄) 母	☐ 就労 ☐ 疾病 ☐ 介護 ☐ 災害 ☒ 求職 ☐ 就労 障害 看護 復旧 活動			
保育を必要とする事由を証明する書類 を添付してください。 詳しくは案内冊子等をご確認ください。					

認定種別	☐ 申請子どもは、満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号・新3号認定子ども以外(第1号)	左記で第3号に該当し、市民税非課税に該当する場合は、下の□にレ点を付けてください。
	☒ 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以降の最初の3月31日を経過している(第2号)	
	☐ 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある(第3号)	☒ 市町村民税非課税に該当

上記「認定種別」が(第1号、第3号)に該当する場合に記載して下さい。

令和○年1月1日時点 の居住市町村	(続柄) 父	☒ 現居住地と同じ	(続柄) 母	☒ 現居住地と同じ
令和□年1月1日時点 の居住市町村	(続柄) 父	☐ 現居住地と同じ ●●県 ■■市	(続柄) 母	☒ 現居住地と同じ

市外に住所があった方で、個人番号(マイナンバー)照会にて情報の取得ができない場合に、令和○年度又は令和□年度若しくはその両方の市町村民税所得課税証明書の提出を求める場合があります。

保護者及び子どもと同居している方全員を記入してください。

父母は個人番号を記入してください。世帯状況により同居の祖父母の個人番号が必要となる場合があります。

申請子ども (申請子ども以外の 保護者及び同居者)	氏名	申請子ども との続柄	生年月日	居住 状況	勤務先又は 学校名	世帯状況
			個人番号			
	無償化 たろう	父	平成 ○ 年 □ 月 × 日 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	同・別	○○○	☐ 生活保護世帯 ☐ ひとり親世帯 ☐ ひとり親に準 ずる世帯 ☐ 里親世帯等 ☐ 保護者の一方 が市外在住の世 帯 ※該当がある場合は別 途書類の提出が必要と なります。
	無償化 花子	母	平成 ○ 年 × 月 □ 日 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	同・別	求職活動中	
	無償化 陽太	兄	令和 ○ 年 □ 月 × 日 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	同居	○○こども園	
	無償化 とみ子	祖母	昭和 ○ 年 □ 月 × 日 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	同居		
		年 月 日 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	同居			

利用する(予定含む)施設を記入して下さい。

フリガナ 施設名	施設・事業の種別	所在市町村	利用開始(予定)日
○○こどもえん	☐ 未移行幼稚園等 ☐ 認可外保育施設等 ☒ 預かり保育事業(認定こども園・幼稚園等)	豊見城市	令和○年□月×日
○○こども園			
	☐ 未移行幼稚園等 ☐ 認可外保育施設等 ☐ 預かり保育事業(認定こども園・幼稚園等)		令和 年 月 日

※未移行幼稚園等…未移行幼稚園、特別支援学校幼稚園部の教育利用及び預かり保育

※認可外保育施設等…認可外保育施設、一時預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業

関連情報

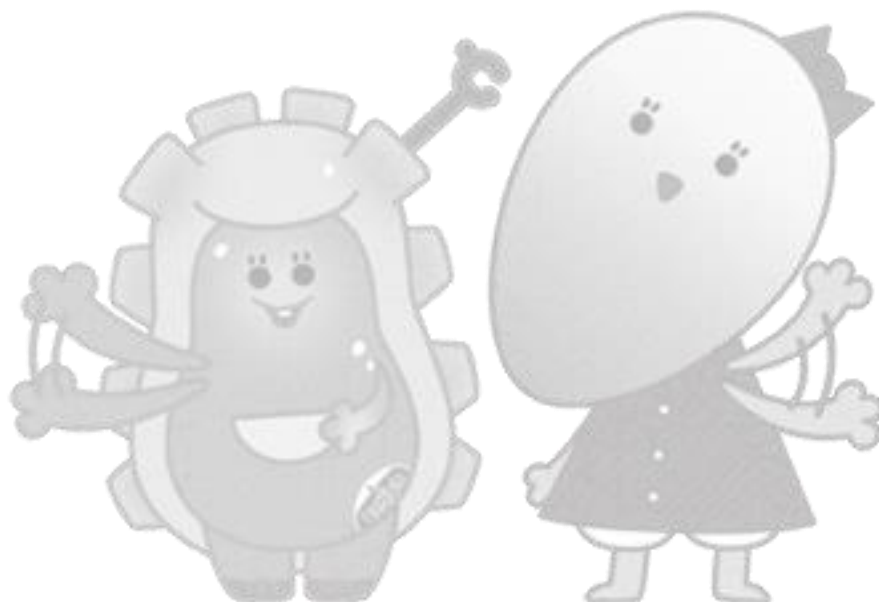
●「幼稚園や認定こども園の教育利用（１号認定）」について



●「認可保育園や認定こども園の保育利用（２・３号認定）」について



●「施設等利用給付認定（新２・３号/預かり保育事業）」について



《 豊見城市ホームページ 》 <http://www.city.tomigusuku.lg.jp>

トップ > 子育て・教育 > 育児 > 幼児教育・保育の無償化



豊見城市
TOMIGUSUKU CITY

〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地1
豊見城市役所 こども未来部 保育こども園課
TEL: 098-850-5088